

日田市週休2日工事实施要領（農林工事）

1 趣旨

建設業界において、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められている。本要領は、建設業における労働環境の改善を図るため、日田市農林振興部が所管する工事において「週休2日工事」を実施するための必要な事項を定めたものである。

2 発注方式

受注者希望型により、次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 現場閉所型週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取組む方式

(2) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取組む方式

3 対象工事

(1) 現場閉所型週休2日制

対象工事は日田市農林振興部が所管する事業の発注工事とし、特記仕様書に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

①竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事

②災害復旧における応急工事等の緊急を要する工事

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

③その他発注者が指定する工事

(2) 週休2日交替制

対象工事は社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記（1）①～③の工事とし、特記仕様書に週休2日対象工事（交替制）であることを明示する。

なお、上記（1）①及び③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休2日制」を適用することができるものとする。

4 週休2日の定義

(1) 現場閉所型週休2日制

工事着工に先立ち4週間のうち8日以上の日を定め、休日には現場での作業（現場事務所）での作業を含む）は行わないことをいう。対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。なお、休日の形態は以下のとおりとする。

(ア) 休日の形態

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方」による。

(イ) 現場での作業に該当しない作業

① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(2) 週休2日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち8日以上休日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。

休日の形態は、以下のとおりとする。

(ア) 休日の形態

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（交替制）休日の考え方」による

5 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「週休2日交替制」により発注された上記3（1）①及び③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記4の週休2日の定義を反映させることとする。なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙表示例）。

(4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況を取りまとめ、日田市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

(5) 休日の変更

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前6日、後1ヶ月以内に振替えることができるものとする。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

6 労務費等の取り扱い

(1) 現場閉所型週休2日制

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。補正係数等については、下記を適用するものとする。また、市場単価方式、土木工事標準単価方式による週休2日の補正にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(ア) 農業農村整備関係事業の場合

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.07	28.5%

(イ) 治山林道関係事業等の場合

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

(2) 週休2日交替制

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。補正係数等については、下記を適用するものとする。また、市場単価方式、土木標準単価方式による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(ア) 農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事

休日の形態	労務費	現場管理費	休日率
4 週 8 休	1.04	1.03	28.5%

7 工事成績評定の取り扱い

上記 4、5 に基づき週休 2 日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

本措置による評価は、令和 7 年度内に完成した工事までを対象とする。

8 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（令和 5 年 11 月 17 日）

令和 6 年 1 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 6 年 8 月 7 日）

令和 6 年 8 月 20 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 7 年 7 月 25 日）

令和 7 年 8 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

(別紙) 「市場単価方式による週休２日の補正」

農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事

市場単価方式による週休２日の積算に当たっては、下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		4週8休以上	
		現場閉所	交替制
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.04
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.03
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工※１		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工※１		1.04	1.04
橋面防水工※１		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）※２		1.03	1.03

※１：農業農村整備関係事業のみ

※２：治山林道関係事業等のみ

(別紙) 「土木工事標準単価方式による週休２日の補正」

農業農村整備関係事業及び治山林道関係事業等の工事

土木工事標準単価方式による週休２日の積算に当たっては、下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		4週8休以上	
		現場閉所	交替制
区画線工		1.04	1.04
排水構造物工		1.04	1.03
コンクリートブロック積工	設置	1.04	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
鋼橋塗装工※１		1.03	1.03

※１：農業農村整備関係事業のみ

週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方

（港湾課所管以外の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上（8日以上）の休日を取得する。
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業を行わない場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・受注者の都合により、休日を予定していた日に作業を行う場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・祝日は休日としてカウント可能。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・工期全体を通してサイクル毎の休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日		休日1	休日2
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替	出勤	休日5	休日6
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	出勤	出勤	出勤	祝日3	祝日4	休日5	休日6
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	1ヶ月以内振替	出勤	祝日8
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季	夏季1	夏季2
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤				

- ・着手日から4週（28日）を1サイクルとする
- ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
- ・前6日、後1ヶ月以内であれば、振替も可能（隣接するサイクル間も可能）

・祝日もカウント可能

- ・原則、夏季休暇3日間連続して取得
- ・夏季休暇が土曜日、日曜日と重なった分はカウント可能（月～金曜日の分はカウント不可）

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始3	年末年始4
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	完成		

- ・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
- ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

・最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すればよい

週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方

（天候不良により工期が影響を大きく受ける土量扱いが大きい工事）

【基本的考え方】

・大分県農林水産部週休2日試行工実施要領5(5)における、「天候不良により工期が影響を大きく受ける土量扱いが大きい工事」について、下記のとおり取扱う。なお、下記によらない事項については、通常とおりの取扱とする。

・休日の振替は、原則下記①の期間内で行うこととする。ただし、下記①の期間内の振替えでは工程に支障が生じる場合、監督員と協議のうえ下記②の期間内で行うことを認める。また、天候不良日が現在サイクルの後半で発生するなど、下記②の期間内での振替えでは工程に支障が生じる場合、監督員と協議のうえ下記③の期間内で行うことを認める。

・休日の振替え期間の優先順位

- ①天候不良日の前後6日以内
- ②現在サイクル内
- ③次サイクル内

	月	火	水	木	金	土	日
	14	15	16	17	18	19	20
計画						休日1	休日2
実績				出勤	出勤	○	○
	21	22	23	24	25	26	27
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	28	29	30	7/1	2	3	4
計画						休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	5	6	7	8	9	10	11
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	12	13	14	15	16	17	18
計画						休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	19	20	21	22	23	24	25
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	26	27	28	29	30	31	8/1
計画			天候不良	天候不良	天候不良	天候不良	休日5
実績	出勤	○	○	○	○	出勤	○
	2	3	4	5	6	7	8
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○
	9	10	11	12	13	14	15
計画					夏季	夏季1	夏季2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○	○
	16	17	18	19	20	21	22
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○
	23	24	25	26	27	28	29
計画						休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○
	30	31	9/1	2	3	4	5
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	6	7	8	9	10	11	12
計画							
実績	出勤	出勤	出勤				

優先順位①
天候不良日の前後6日以内

優先順位②
現在サイクル内

優先順位③
次サイクル内

休日の考え方

(港湾課所管以外の工事の場合)

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- ・当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に**8日以上**の休日を取得する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・年末年始、夏季休暇、祝日は休日としてカウント可能。
- ・サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・対象期間を通して技術者・技能労働者毎に休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

工事着手日から4週間(28日間)
を1サイクルとする

＜元請企業の例＞

			第1週							第2週							第3週							第4週							計		
第1 サイクル	会社名	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			12 / 15	12 / 16	12 / 17	12 / 18	12 / 19	12 / 20	12 / 21	12 / 22	12 / 23	12 / 24	12 / 25	12 / 26	12 / 27	12 / 28	12 / 29	12 / 30	12 / 31	1 / 1	1 / 2	1 / 3	1 / 4	1 / 5	1 / 6	1 / 7	1 / 8	1 / 9	1 / 10	1 / 11			
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)			
A建設 (元請)	●●	入			休	休						休	休			休	休	休	休	休	休					休	休			12休			
	■●	入				休	休						休	休	休			休	休	休	休	休					休	休		12休			
	▲▲																													-			
備考		着手日	当該現場に従事した全ての 技術者・技能労働者が対象														年末年始		年末年始		年末年始		年末年始		年末年始		年末年始		年末年始、夏季休暇、 祝日はカウント可				

第2 サイクル	会社名	氏名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	計	
			12 / 13	1 / 14	1 / 15	1 / 16	1 / 17	1 / 18	1 / 19	1 / 20	1 / 21	1 / 22	1 / 23	1 / 24	1 / 25	1 / 26	1 / 27	1 / 28	1 / 29	1 / 30	1 / 31	1 / 1	2 / 2	2 / 3	2 / 4	2 / 5	2 / 6	2 / 7	2 / 8		
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	
A建設 (元請)	●●				休	休						休	休						休	休							休			7休	
	■●					休	休						休	休						休	休						退	休	休	休	9休
	▲▲	休	休	休	休	休	入							休	休						休	休						休	休	休	11休
備考			サイクルの途中から従事した場合、当該現場 に従事した日以外は、休日としてカウント														サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該 現場に従事した日以外は、休日としてカウント														

第3 サイクル	会社名	氏名	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	計
			9 / 10	2 / 11	2 / 12	2 / 13	2 / 14	2 / 15	2 / 16	2 / 17	2 / 18	2 / 19	2 / 20	2 / 21	2 / 22	2 / 23	2 / 24	2 / 25	2 / 26	2 / 27	2 / 28	3 / 1	3 / 2	3 / 3	3 / 4	3 / 5	3 / 6	3 / 7	3 / 8	
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
A建設 (元請)	●●				休	休						休	休	退																4休
	■●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																-
	▲▲					休	休						休	休	退															4休
備考		最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクル の内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば達成と判断 (この場合、4日分の休日を確保すれば良い)														完成日														
			最低の休日形態となる。当該工事の場合、 4週7休となり、4週8休は未達成																											

＜下請企業の例＞

			第1週							第2週							第3週							第4週							計
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
第1 サイクル	会社名	氏名	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	1 /	2 /	2 /	2 /	2 /	2 /	2 /		
			10 (月)	11 (火)	12 (水)	13 (木)	14 (金)	15 (土)	16 (日)	17 (月)	18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)	22 (土)	23 (日)	24 (月)	25 (火)	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)	1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)	6 (日)	
	B建設 (下請)	〇〇	入				休	休					休	休						休	休						休	休	8休		
		□□	休	入				休	休						休	休						休	休					休	休	8休	
備考			下請企業は、施工体制台帳の工期 (元請の対象期間とは別に設定)																												

